

◆『発注者ナビ』とは

公共工事発注者へ各種取組事例の情報提供、共有するものです。

★コンテンツ

1) 区市町村における週休2日制工事の取組の拡大について

1) 区市町村における週休2日制工事の取組の拡大について

労働基準法が改正され、建設業においても令和6年度から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることを踏まえ、働き方改革のさらなる推進が必要とされています。

その取組の一環として、現在全国統一指標において、国機関、都県政令市、特殊法人を対象に週休2日制工事の実施を位置づけており、取組が進んでいるところです。

一方、区市町村においては、未だに週休2日制工事の取組が進んでいない自治体がほとんどであるため、取組の拡大を図る必要があると考えております。

このことから、関東ブロック独自指標として、新たに区市町村における週休2日制工事の実施を位置づけ、令和4年度より実施することとしました。

週休2日制工事の指標とは

- ・この指標は、**発注機関としての週休2日の取組状況**を評価するものです。
- ・発注機関毎に定めた実施要領に基づき、**週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等**を実施したうえで、**工事発注時に特記仕様書等で週休2日対象工事であることを明記しているかどうか**を評価します。
- ・指標の対象は、工事種別や契約方式を問わず**全ての工事を基本**とし、災害時の緊急復旧工事等の早期完成を必要とする工事など、**各発注機関の実情に応じて適用対象外とする工事を設定**します。

指標の分類

取組の実施状況の程度に応じ、a～eの5段階の指標とする

- a: **全ての対象工事**を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- b: **対象工事の半数程度以上**を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- c: **対象工事の一部（半数未満）**を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- d: 週休2日制対象工事を導入していないが、**導入に向けて検討**を実施している
(概ね1年以内に試行を実施する予定)
- e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、**導入に向けた検討も実施していない**

目標設定の考え方

当面の目標（令和6年度）

- ・労働基準法改正に伴う超過勤務の罰則付き規定が令和6年4月に適用されることを踏まえ、当面の目標を**令和6年度**とし、今後、各機関において目標を設定します。

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元(事務局): 関東地方整備局技術調査課 TEL: 048-601-3151(代表)